

京都市上下水道局告示第65号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成28年3月30日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市右京区京北周山町上植代3番地4
株式会社昭和建設
代表取締役 國府 秀治

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市右京区京北周山町卯瀧谷5番地1から京都市右京区京北周山町上植代3番地4
に変更

(上下水道局下水道部管理課)